



南阿蘇村告示第105号

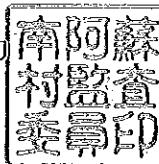
地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項に基づく南阿蘇村住民監査（職員措置）請求（以下「措置請求」という。）について、同条第5項の規定により監査を実施したので、その結果を公表する。

令和3年12月6日

南阿蘇村監査委員 吉里 啓文



南阿蘇村監査委員 橋本 功



第1 請求人

住所 [REDACTED]

氏名 [REDACTED]

第2 監査の受理

監査の実施にあたり本件措置請求書は、法第242条第1項の要件を満たしているものと認め、令和3年11月11日付けでこれを受理した。

第3 監査の実施

(1) 請求の要旨

[REDACTED] (以下「[REDACTED]」といふ。)への令和2年度南阿蘇村桜さくら植木まつり、(以下「桜まつり」といふ。)実施に係る公金支出について監査を求める。

なお、内容は開示請求した資料、関係職員の説明等を精査した結果、[REDACTED]による委託料、補助金等の請求、決算書内容について監査を求めるものである。

不明な公金については、全額を村長に返還を求める。

(2) 監査対象事項

請求書に記載されている事項及び事実を証する書面から、監査の対象事項は「桜まつり実施に係る委託料等が、違法若しくは不当に支出されたか否か。」とした。

(3) 監査の方法

監査は次のとおり実施した。

1) 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対し、法第242条第6項の規定に基づき、証拠の提出及び陳述の機会を設け、令和3年11月16日に陳述の聴取を行った。

2) 関係職員の陳述

令和3年11月16日に陳述の機会を設けたが、陳述の申し出はなかった。

3) 調査

本件を所管する産業観光課等を監査の対象課とした。産業観光課担当職員、農政課（前任）職員から事情を聴取するとともに以下の関係書類を基に調査した。

ア) 措置請求書原文内容を精査（以下、①～⑤は原文から抜粋）

①桜まつり実施に係る助成金、報酬、賃借料、委託料等の合計と桜まつり決算書収入業務委託料（村助成分）の金額が不一致

② 決算の防犯警備委託料収入と支出額の不一致

③警備専門業者ではない [] との高額な防犯警備委託随意契約締結の事実

地方自治法施行令第167条の2別表5の基準の範囲外で随意契約は違法

④桜まつり決算書について、村は十分な確認をせず、支出した。

⑤令和3年の桜まつりの警備委託料を前払いし、約400万円を不正に支出させた。

⑥その他、補正書に伴う事実調査

イ) 事実証明書内容精査

部分開示決定通知書（業務委託契約書、各請求書、支出命令書、差引簿、担当者メモ等）

※令和2年度分を対象のみ

第4 監査の結果

(1) 主文

本件措置請求については、監査委員は、合議によりその措置請求に理由がないものとして棄却することに決定した。

以下、その理由について述べる。

(2) 理由

請求人が提出した措置請求書及び事実証明書並びに補正書で確認した内容を基に、上記第3の（3）3）の調査事項と照らし合わせ、下記のとおり監査したので、その理由について述べる。

1) 令和2年度業務委託契約関連予算を前払いとした理由

令和2年桜まつりが中止となつたことにより、令和2年度当該予算自体はそのままであったことから、全額を令和3年桜まつりに前払いとして充当した。業務委託契約書では、履行報告後30日以内に支払うようになつておる、桜まつりが今から始まるという段階で、しかも通常払いでの支出していたことは現契約には抵触するが、令和3年まつりはコロナ禍の中ではあつたが順調に終え、履行報告もあつたため、今後は、このようなことが絶対にあつてはならないと忠告にとどめた。

なお、桜まつり自体が年度をまたがるので、今後は、当該年度予算を繰り越して執行するように指示した。

2) 令和2年桜まつり中止に伴う決算と令和3年桜まつり決算を別々にし、委託料の使途について審査（請求人から指摘がある不一致である部分の精査）

請求人からの事実証明書によると、令和2年桜まつり中止分決算と令和3年桜まつり決算2年分合算の決算として提出してあつたため、別々に提出させた。その中で、村からの委託料について精査した。村から支出してある委託料については、委託契約書第2条第4号（各業務料金の支払い業務）により、警備料（935,550円）、準備等に伴う人件費（2,577,120円）、残額はテントリース代に充当されており、本契約に基づき、支払いされたと解釈した。しかしながら、同条第5号における業務計画書の提出がない、また、第3条に基づく再委任の事前承認もない、しかも前払いでの支出はあつたことは、村（担当課：産業観光課）と■■■■の馴れ合いから履行されたものであり、今後は契約書通りに事業遂行するよう厳重に注意した。

因みに令和2年桜まつりについては中止であったため、村からの業務委託料の支出はされていない。

3) その他、令和2年度一般会計予算から支出されている経費や補助金等

その他の経費（プレハブ本部事務所リース料、機械借上げ料等）については、村が桜まつり事業の一環として単独予算として支出しているものなので、本件請求の対象外とする。

4) ■■■■の存在（主たる所在地）と支出命令書の住所が不一致

■■■■は平成29年12月13日に一般社団法人及び一般財団法人に関する

る法律第149条第1項の規定により解散している。その後3年以内に法人継続の決議をしなければならないが、[]においてはその決議がないまま、現在に至っている。清算が結了されていないので、同法第207条に基づき、契約している。このことは違法とまではいかないが、好ましくない契約なので、本年度末からの契約については、慎重に締結するよう指示した。

なお、[]の主たる事務所は、「南阿蘇村[]」であるが、本年度末においても随意契約により委託先を決定しようとする場合には、業務委託契約書をよく確認した上で締結するよう指示した。

また、随意契約の在り方についても再考いただくよう申し添えた。

5) 随意契約は違法ではないか

地方自治法施行令167条2第1項第2号により、本件業務を鑑み、過去の実績（施設内全体の地形、環境の熟知）を踏まえ、確実な履行ができるのは[]が適任と判断したため。

また、本契約相手方以外では、実行立案に時間を要し、準備期間も含め、期間内の実行は困難であると判断したため。

以上の根拠により、本随意契約は適法であると認めた。

6) 振込先が[]の口座ではなく個人（代表者）口座でいいのか

[]の口座がないため、代表個人口座に振り込んでいるが、特に問題はない。

7) 桜まつりの決算書

[]が作成したものであるが、令和2年、3年の決算が合算してあったため、別々に作成するように指示した。その中で、令和3年まつりに伴う会場設営報酬、臨時駐車場賃借料、防犯警備委託料については、決算書のとおり支出されていることを確認した。

よって、請求人が指摘する[]へ公金として村が支出した業務委託契約書に基づく委託料400万円についても、適正に処理されていることを確認した。

第5 判断

本件で指摘されている財務会計上の行為は、桜まつり実施に係る助成金関係が適法若しくは正当に支出されているか、また、監査対象事項の事実に対する回答を求めるもので、請求人の主張、産業観光課、農政課職員の説明及び事実関係の確認に基づき、審査した。

本件の監査については、既成事実を監査結果に基づき確認したところであるが、現契約に関する履行について、一部事務処理上の不手際があったことは事実である。しかし、地方自治法第242条が認める監査請求は、地方公共団体が被る財産的損害を予防または是正する措置を求めるために認められたものであって、財務会計上の行為以外の行為を求める請求は認められない。

したがって、同条に基づく本件措置請求についての財務会計上の行為は次の点について判断するものとする。

本件に係る村からの助成金関係は、業務委託契約に伴う桜まつり会場警備業務履行委託に係る400万円であり、支出内容を精査したところ、特に違法、不当に支出はされている事実は認められず、適正であると認めた。

第6 結論

監査の結果、請求人が主張する違法もしくは不当な財務会計上の行為は認められない。

のことから、本件請求は理由がないものと認め、棄却する。

なお、村の財政状況を鑑み、費用対効果も含め、委託料額等については、改めて算定するなどを再検討するよう促した。